

平成 22 監査年度

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目 次

第1	監査の実施状況	1
1	基本方針	1
2	監査対象機関	1
3	監査実施方法	3
4	監査対象事務	3
5	重点項目	3
(1)	修繕(需用費で執行するもの)に関する事務について	3
(2)	県が団体に対して支出する負担金等について	3
6	特定項目	4
(1)	保健・福祉におけるボランティアの養成と活動状況について 〈健康福祉部〉	4
(2)	放置駐車対策について 〈警察本部〉	4
7	監査実施時期	4
第2	監査の結果	5
1	概況	5
(1)	分野別	5
(2)	部局別	6

2	監査結果	7
(1)	重点項目	7
	ア 修繕(需用費で執行するもの)に関する事務について	7
	【指導事項】 予算科目を誤って執行していたもの (合規性)	7
	【指導事項】 契約手続及び支払事務が適切でなかったもの (合規性)	8
	イ 県が団体に対して支出する負担金等について	9
(2)	特定項目	9
	ア 保健・福祉におけるボランティアの養成と活動状況について	9
	イ 放置駐車対策について	10
(3)	収入	11
	【指導事項】 県費で手当てすべき釣銭を私費で用立てていたもの (合規性)	11
	【指摘事項】 国庫補助金の交付申請を行っていなかったため、歳入欠陥 等が生じていたもの (合規性)	11
	【指導事項】 行政財産使用料を誤って徴収していたもの (合規性)	12
	【指摘事項】 行政財産使用料の算定を誤っていたもの (合規性)	12
	【指摘事項・指導事項】 診療報酬の再請求事務が適切でなかったもの (経済性)	13
	【指摘事項】 生産物の売払いにおいて、作成すべき調書等に不備があっ たもの (合規性)	14
(4)	支出	15
	【指導事項】 実行委員会経費において、収入金額にあわせて事業費を使い切 る支出が行われ、県が精算金の返還を受けていなかったもの (経済性)	15
	【指導事項】 業務委託契約の監督・完了検査等の手続に不備があったもの (合規性)	15
	【指摘事項】 使用予定のない郵便切手を多量に購入していたもの (経済性)	16

【指導事項】 消防設備点検業務において、必要な契約手続を行って いなかったもの (合規性).....	17
【指摘事項】 物品の購入に当たり、意図的に契約を分割していたもの (合規性、経済性).....	17
【指導事項】 正規の契約手続を行わずに物品を購入していたもの (合規性).....	18
【指摘事項・指導事項】 必要な協議を行うことなく物品を直接購入して いたもの (合規性).....	19
【指導事項】 諸経費の計算を誤り、委託料を過払いしていたもの (合規性).....	20
【指導事項】 必要な協議手続を経ずに、県費による費用の負担を行って いたもの (合規性).....	20
【指導事項】 調査委託契約における仕様が不十分であったため、調査報 告書の内容が不完全となったと思われるもの (有効性).....	21
【指摘事項】 発注時の在庫数量の確認や、納品書への受領印の押印がさ れていなかったもの (合規性).....	22
【指導事項】 正規の契約手続を行わずに物品を購入していたもの (合規性).....	23
【指摘事項】 病院経費で負担すべきではない経費が支出されていたもの (合規性).....	24
【指導事項】 適切な予定価格の設定を行っていなかったもの (合規性).....	25
【指摘事項】 予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの (合規性).....	25
【指導事項】 正規の契約手続を行わずに物品を購入していたもの (合規性).....	27
【指摘事項】 物品購入代金の支払が遅延していたもの (合規性).....	28
【指導事項】 発注伺い文書に在庫数量が記載されていなかったもの (合規性).....	29
【指導事項】 誤った予定価格を電子入札システムに入力していたもの (合規性).....	29

(5) 人件費・旅費	30
【指摘事項・指導事項】 職員の手当等が、過支給又は支給不足となっていたもの (合規性)	30
【指導事項】 賃金の支払が遅延していたもの (合規性)	32
【指導事項】 時間外勤務命令、旅行命令の手続が行われていなかったもの (合規性)	32
【指摘事項・指導事項】 適切な旅行命令手続が行われていなかったもの (合規性)	32
【指導事項】 旅費が支給されていなかったもの (合規性)	33
【指導事項】 復命書が作成されていなかったもの (合規性)	33
(6) 財産・物品	34
【指導事項】 備品の廃棄に当たり、必要な手続を行っていなかったもの (合規性)	34
【指導事項】 購入した収入印紙を郵便切手類出納簿に記帳することなく使用していたもの (合規性)	34
【指導事項】 高額な備品の取得、処分に当たり、必要な手続を行っていなかったもの (合規性)	35
【指摘事項】 備品が許可なく持ち出され、所在が不明となったもの (合規性)	35
【指導事項】 U S Bメモリの管理が適正でなかったもの (合規性)	35
【指導事項】 物品の貸付に当たり、必要な手続を行っていなかったもの (合規性)	36
【指摘事項】 デジタルカメラの管理が不適切であったもの (合規性)	37
【指導事項】 棚卸資産の管理が不適切であったもの (合規性)	38
【指導事項】 情報記録媒体の管理が適正でなかったもの (合規性)	39
【指導事項】 必要性の少ない土地を有償で借用していたもの (有効性、経済性)	40

(7) 工事	41
【指導事項】 工事請負契約において、履行保証のない期間が生じていたもの (合規性)	41
【指摘事項・指導事項】 工事の設計・積算を誤っていたもの (合規性)	42
【指導事項】 契約変更時に鋼材重量を誤り工事請負代金を過大に支払っていたもの (合規性)	43
(8) 補助金	44
【指導事項】 補助対象ではない経費に補助金を交付決定していたもの (合規性)	44
【指摘事項】 補助金の詐取、不適正な受給があり、返還請求、加算金の納付請求を行ったもの (合規性)	45
(9) 事故	46
【指摘事項・指導事項】 交通事故により、賠償金等の県費を支出していたもの (合規性)	46
第3 監査意見	49
1 経理処理の適正化に向けた取組の継続を要望するもの (合規性)	49
2 補助金について実効性の高い実地検査を求めるもの (合規性)	50
3 NHK放送受信料の事業所割引の適用について検討を求めるもの (経済性)	50
4 保健・福祉におけるボランティア養成事業の再点検を求めるもの (経済性・効率性)	51

5	県道としての渡船のあり方について検証を求めるもの (有効性・経済性).....	52
6	病院事業庁財務規程の見直しの必要性について検討を求めるもの (効率性・合规性).....	52

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の実施状況

1 基本方針

監査の実施に当たっては、本県における事務事業の執行全般について、合規性
はもとより、経済性及び効率性の観点並びに有効性の観点も含めて監査を実施し
た。また、包括外部監査の結果等にも留意して監査を実施した。

(1) 合規性……（ルールを守っているか）

事務事業の遂行及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正
に処理されているかという観点

(2) 経済性……（ムダな経費をかけていないか）

事務事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという
観点

(3) 効率性……（より成果のあがる方法はないか）

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限
の成果を得ているかという観点

(4) 有効性……（目的にかなっているか）

事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、ま
た、効果をあげているかという観点

2 監査対象機関

平成 22 監査年度の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張
所等については、その属する地方機関に含めて監査を行った。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	166	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 愛知県財務規則第2条第2号に定める警察本部の会計事務を担当する課及び同規則第4条第6項に定める知事が指定する課(警察本部の課) 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	338	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第4号に定める知事が指定する「かい」* 愛知県企業庁組織規程第12条第1項に定める出先機関 愛知県病院事業の設置等に関する条例第3条の2第3項に定める病院
計	504	

* かい 県が設置している地方機関等で、歳入・歳出予算を執行することができるもの。県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、県立学校、警察署など。

部局名	対象機関数			委員監査実施機関			事務局監査実施機関		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
知事政策局	4	1	5	4	0	4	4	1	5
総務部	9	15	24	9	8	17	9	15	24
地域振興部	6	-	6	6	-	6	6	-	6
県民生活部	7	3	10	7	1	8	7	3	10
防災局	3	1	4	3	0	3	3	1	4
環境部	6	1	7	6	1	7	6	1	7
健康福祉部	11	31	42	11	10	21	11	31	42
産業労働部	9	13	22	9	5	14	9	13	22
農林水産部	12	18	30	12	11	23	12	18	30
建設部	17	12	29	17	10	27	17	12	29
出納事務局	3	-	3	3	-	3	3	-	3
企業庁	8	8	16	8	4	12	8	8	16
病院事業庁	2	5	7	2	2	4	2	5	7
議会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
教育委員会	10	182	192	10	20	30	10	182	192
警察本部	54	48	102	54	16	70	54	48	102
選挙管理委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
監査委員事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
労働委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
計	166	338	504	166	88	254	166	338	504

3 監査実施方法

監査委員による監査(委員監査)及び事務局職員による監査(事務局監査)を対象機関に赴いて実施した。なお、一部の県立学校、警察署等については、書面の提出を受けて監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。さらに、愛知芸術文化センターの監査に当たっては、監査法人に監査の基礎となる事項の調査を委託した。

4 監査対象事務

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、主として、平成21年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般を対象に定期監査を執行した。

5 重点項目

次の事項について、重点的に監査を実施した。

(1) 修繕(需用費で執行するもの)に関する事務について

本庁各課及び地方機関における修繕に関する事務について、主に適正な履行(修理、作業など)がされているか監査し、現状の確認と不正防止を図ることとした。監査に当たっては、監査対象機関の修繕から数件選定し、会計書類と修繕状況の確認を行ったが、このうち1件については、修繕事業者を対象として事業者の帳簿等と県の会計書類を照合する関係人調査を行った。

(2) 県が団体に対して支出する負担金等について

平成20年度及び21年度に県から負担金等を受けている団体のうち、本庁又は地方機関に事務局が設置され、本県職員が事務局業務を担当しているものについて、収支状況や活動状況を踏まえ、団体の負担金等のあり方について検証した。

監査に当たっては、団体を所管する 39 機関を対象にして、51 団体を抽出の上、状況を確認した。

6 特定項目

部局の個別事業のうち部局特有の課題や部局内で横断的な性格を有するものについて、経済性、効率性及び有効性の観点から重点的に掘り下げて検証する必要がある事項を次のとおり選定して、監査を実施した。

(1) 保健・福祉におけるボランティアの養成と活動状況について〈健康福祉部〉

県は、県民の行政ニーズにきめ細かく応えていくため、自主性を発揮して広く社会に貢献するボランティアに着目し、その養成と活動の支援を通じてボランティアと連携を図っていく必要がある。

保健・福祉の分野においても、ボランティアは事業推進の重要な担い手として注目されており、なかでも養成やリーダーの育成は、重要な施策の一つであることから、監査を通じて、ボランティアを支援していく取組は適切であるか、また、委託事業等が適切になされ、成果としてボランティアの特質が十分活かされているかを検証した。

(2) 放置駐車対策について〈警察本部〉

道路交通法の改正に伴い、放置違反金制度が導入され、愛知県においては平成 18 年度より放置車両確認事務などにおいて民間委託が実施された。

放置違反金制度導入から 4 年が経過したことから、監査を通じて、放置車両確認事務や放置違反金関係事務による放置駐車対策が適切に行われ、放置車両減少の効果があつたかを検証した。

7 監査実施時期

平成 21 年 11 月 2 日から平成 22 年 7 月 30 日まで

第2 監査の結果

1 概況

注意改善を必要とする事項が、次のとおり見受けられた。

なお、注意改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○ 指摘事項

- ・ 法令等に違反すると認められるもの
- ・ 故意又は過失による事故等で、県に損害が生じていると認められるもの
- ・ 経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要すると認められるもの
- ・ その他改善を求める必要があると認められるもの

○ 指導事項

指摘事項に該当する場合で、その程度が軽微なもの

(1) 分野別

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	計
重点項目	0	7	7
特定項目	0	0	0
収入	4	3	7
支出	7	13	20
人件費・旅費	5	22	27
財産・物品	2	10	12
工事	3	8	11
補助金	1	1	2
事故	6	17	23
計	28	81	109

(2) 部局別

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	計
知事政策局	0	0	0
総務部	0	4	4
地域振興部	0	0	0
県民生活部	1	9	10
防災局	0	1	1
環境部	0	1	1
健康福祉部	4	6	10
産業労働部	1	0	1
農林水産部	0	5	5
建設部	3	20	23
出納事務局	0	0	0
企業庁	2	1	3
病院事業庁	6	7	13
議会事務局	1	0	1
教育委員会	4	8	12
警察本部	6	19	25
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0
計	28	81	109

2 監査結果

注意改善を必要とする事項等は、次のとおりである。

なお、それぞれの事項に、主にどのような観点(合規性、経済性、効率性、有効性)から、注意改善を必要とするかを()書きで付記した。

(1) 重点項目

ア 修繕(需用費で執行するもの)に関する事務について

発注内容に基づき適正な履行がされているかという点においては、特に問題は見られなかったが、執行手続において、注意改善を必要とする事項が、次のとおり見受けられた。

【指導事項】 予算科目を誤って執行していたもの(合規性)

該当機関 県民生活部文化芸術課、愛知芸術文化センター、愛知芸術文化センター愛知県図書館、一宮建設事務所、知多建設事務所、知立建設事務所、豊田加茂建設事務所

豊田加茂建設事務所では、事務所の築庭の一部を除去し、庁舎への通路を新設する工事を実施していた。

備品の修繕や部品の取替え、家屋等の小修繕は需用費から支出し、大修繕、改築等は工事請負費から支出するものとされており、需用費による修繕は、本体の維持管理、原状復旧を目的とするものといえる。

本件工事は、修繕の範囲を超えており、工事請負費で執行することが適切であったが、需用費で執行されていた。また、工事は、建設事務所庁舎の整備であることから、建設管理費で執行すべきであったが、道路橋りょう費で執行していた。

上記を含め、需用費で執行した修繕において、本来工事請負費で執行すべきであったものが、次のとおりあった。

なお、愛知芸術文化センター及び愛知芸術文化センター愛知県図書館については、当該工事を執行すべき工事請負費の予算配分がなく、予算措置

上の不備も認められたため、本庁の所管課である県民生活部文化芸術課も指導事項の該当機関とした。

該当機関	執行内容	契約額
県民生活部文化芸術課、 愛知芸術文化センター	大ホールトイレ修繕	4,462,500円
県民生活部文化芸術課、 愛知芸術文化センター 愛知県図書館	レストラン系統パッケージエ アコン取替	6,426,000円
一宮建設事務所	道路緊急連絡センターへの転 送電話の設置	182,175円
知多建設事務所	道路緊急連絡センターへの転 送電話の設置	193,200円
知立建設事務所	道路緊急連絡センターへの転 送電話の設置	210,000円
豊田加茂建設事務所	築庭の一部を除去し、駐車場内 に通路を新設	524,430円

〈参考〉

○需用費と工事請負費、建設管理費と道路橋りょう費

予算は、「款」、「項」、「目」、「節」の順に細分化されている。このうち、最小の単位である「節」は、地方自治法施行規則によりその区分が定められており、第1節の報酬から、第28節の繰出金まで、28種類に区分されている。需用費、工事請負費は、「節」による区分である。一方、建設管理費、道路橋りょう費は、「項」の区分である。

支出に当たっては、それぞれ支出の目的によって、該当する「項」、「目」、「節」の予算により執行しなければならない。

【指導事項】 契約手続及び支払事務が適切でなかったもの(合規性)

該当機関 春日井保健所

金額の小さい簡易な修繕については、契約書の作成に代えて、注文書兼請求書を作成して発注・請求・支払の処理を行うことができる。

ところが、春日井保健所では、ファクシミリの修理(ランプ交換、23,996

円)について、注文書兼請求書を作成していなかった。

また、修繕は電話会社の関連会社が行ったものであるが、代金は、電話会社から電話料金とあわせて請求があり、公共料金用の口座から電話会社に支払われていた。

修繕の代金は、公共料金と一緒に支払うことができないもので、通常の口座振替の方法で、実際に修理を行った関連会社へ直接支払うべきであった。

イ 県が団体に対して支出する負担金等について

注意改善を必要とする事項は見られなかったが、次のような事例が見受けられた。

特定の事業実施に要するものとして繰り越されている金額を除いた繰越金と負担金収入の状況を検証した結果、繰越金が負担金収入を上回っていた団体が6団体あった。このうち、繰越金が負担金収入及び年間事業費のいずれも上回っていた団体が4団体あった。ただし、これらの6団体については、負担金の引下げや、繰越金から構成団体への返還など、適正化に向けた取組がすでに行われていた。

県においては、団体への負担金の支出に当たり、団体の自主収入、事業費、繰越金等の収支決算の状況や事業の実施状況等を精査し、必要な場合は負担金の見直しを団体に求めるなど、今後もその適正なあり方の検証に努めることが必要である。

(2) 特定項目

ア 保健・福祉におけるボランティアの養成と活動状況について

注意改善を必要とする事項は見られなかったが、次のような事例が見受けられたことから、事業の再点検が求められる(第3 監査意見参照)。

- ① ボランティア活動をしなかった者も含めてボランティア登録した者全員分のボランティア活動保険料を県が支払っていた。

- ・ メンタルフレンド(児童家庭課)
ボランティア活動保険加入状況(平成19年度～21年度合計)
登録者76人 活動者30人 保険料22,800円(76人×300円)
- ② 養成したボランティアの活動状況が十分把握されていなかった。
 - ・ 愛知県健康づくりリーダー(健康対策課)、まちの達人(高齢福祉課)
- ③ 養成したボランティアの活動機会が少ない。
 - ・ まちの達人(高齢福祉課)、メンタルフレンド(児童家庭課)
- ④ 他部局の事業と類似している。
 - ・ メンタルフレンド[ひきこもり・不登校児童福祉対策事業](児童家庭課)とホームフレンド活動事業(教育委員会生涯学習課)

イ 放置駐車対策について

放置駐車対策の成果については、複数の指標において、有効性が認められた。

なお、注意改善を必要とする事項は見られなかったが、次のような事例が見受けられたことから、必要な検討を行うことが望まれる。(警察本部駐車対策課)

- ① 放置車両確認事務民間委託事業において、受託事業者の選定は一般競争入札により実施されていたが、受託事業者固定化の傾向が認められた。
- ② 放置違反金の未納者への催促を行うコールセンター業務において利用されている現行のシステムでは、多重未納者の未納情報を一覧で表示する機能がない。
- ③ 放置駐車対策に関連して、適正な駐車規制の実施及び駐車スペースの確保の見地から設けられた「貨物専用パーキング・メーター」や「高齢運転者等専用駐車区間」については、未だ県民の認知度は低い。

(3) 収入

【指導事項】 県費で手当すべき釣銭を私費で用立てていたもの(合規性)

該当機関 愛知芸術文化センター愛知県図書館

愛知県図書館では、駐車場使用料の精算機を館内に設置し、使用料の徴収を行っている。当該精算機で必要となる釣銭は、所定の手続により県費で手当すべきところ、職員の私費である課長会の会費で用立てていた。

〈参考〉

○愛知県財務規則

(釣銭に充てるための歳計現金の保管)

第 186 条の 2 会計管理者は、現金の収納に際し必要な釣銭に充てるため、歳計現金のうちから必要と認める額の資金を出納員及び分任出納員に交付し、及び保管させることができる。

【指摘事項】 国庫補助金の交付申請を行っていないため、歳入欠陥等が生じていたもの(合規性)

該当機関 健康福祉部医務国保課

へき地医療対策費補助金は、県が国から補助金の交付を受け、これを財源として、離島・山村等の医療に恵まれない地域の住民の医療を確保するため、市町村等が実施するへき地医療拠点病院及びへき地診療所の運営事業に要する経費に対して補助するものである。この補助金については、愛知県病院事業庁も、へき地医療拠点病院の運営事業者として、例年、同補助金の交付を受けている。

ところが、平成 21 年度は、国庫補助金の交付申請を行っていないため、本来交付される国庫補助金に相当する 15,868,000 円の歳入欠陥が生じていた。また、病院事業庁も、国庫補助金相当額 5,226,000 円の交付を受けることができなかった。

国への補助金交付申請を行わなかった理由は、平成 21 年度当初に事業計

画を各補助事業者から提出させたところ、総額が県予算額を上回っていたため、その調整を行っている間に申請時期を逸したことによるものであった。

【指導事項】 行政財産使用料を誤って徴収していたもの(合規性)

該当機関 東三河建設事務所

県営住宅敷地内に電話会社が設置している電柱等については、行政財産使用許可の手続を行い、使用料を徴収している。ところが、電話会社に対する平成 21 年度行政財産(土地)使用料とあわせて、すでに徴収済みであった 20 年度土地使用料 71,940 円を再度余分に請求し、徴収していた。

【指摘事項】 行政財産使用料の算定を誤っていたもの(合規性)

該当機関 東三河水道事務所

東三河水道事務所は、豊川浄水場敷地内の特別高圧送電線の架空について、行政財産使用許可の手続を行い、使用料を徴収しているが、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間、誤って使用料を算定の上、徴収していた。

行政財産(土地)の使用料は、財産の相続税財産評価基準に準じて算出した価格に基づき、土地の格付けを行い、その格付けに応じて、1 m² 1 月当たりの使用料、さらには当該財産の年間使用料を算定するものである。しかしながら、誤って古い評価基準を使用して算出したことにより、低い格付けを行い、使用料を決定した。

この結果、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間分について、合計 1,829,700 円の過少算定となっていた。

〈行政財産(土地)の状況〉

- ・ 面積 2,032.42 m²
- ・ 使用許可期間 平成 19 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで

・ 使用料

使用料金額 (年額)	(正)1,341,780 円	(誤)731,880 円
差額	(1,341,780 円－731,880 円)×3 ヵ年=1,829,700 円	

【指摘事項・指導事項】診療報酬の再請求事務が適切でなかったもの

(経済性)

該当機関 城山病院、循環器呼吸器病センター

診療報酬は、患者負担分を除き、病院などの医療機関が審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県の国民健康保険連合会)に対して支払の請求をする。審査支払機関は、医療機関から提出された診療報酬請求書の内容について審査をした上で、保険者に診療報酬の払込みを請求し、保険者からの払込みの後、医療機関に支払う。審査の結果、請求内容に不備のある診療報酬請求書は、医療機関に差し戻される。

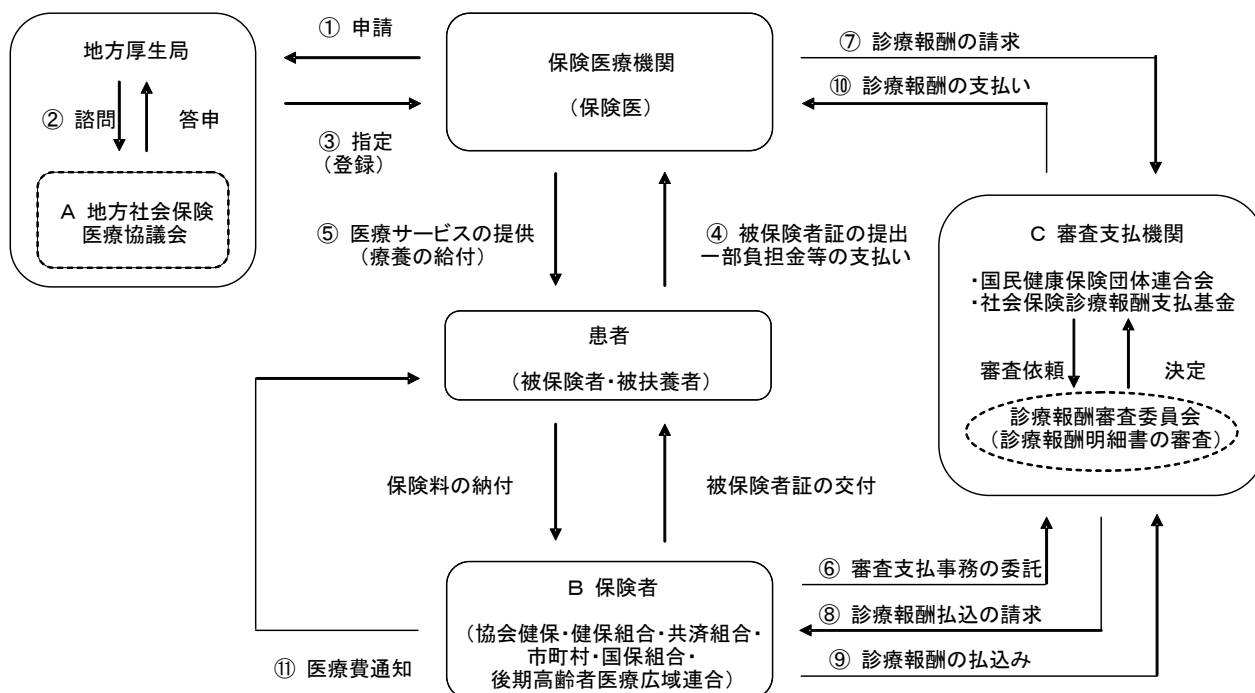
医療機関は、差し戻された請求書の内容について補正や訂正などの措置をした上で、審査支払機関に診療報酬を再請求するが、城山病院、循環器呼吸器病センターでは、この請求が遅延しているものが見受けられた。その中には、平成18年12月に診療したものも含まれていた。

該当機関	遅延件数	再請求が遅延していた診療報酬の額	区分
城山病院	44 件	226,090 円	指摘事項
循環器呼吸器病センター	6 件	51,621 円	指導事項

また、循環器呼吸器病センターにあつては、請求が差し戻されたものの中に、患者が保険資格喪失後に受診していることを理由としているものがあった。この場合、次の措置を講ずるべきであった。

- ・ 速やかに受診者に接触して他の保険に加入していないか確認し、新たに判明した保険者に対して請求する。
 - ・ 受診者が保険に加入していない場合には、受診者本人に請求する。
- また、この場合に、保険者が被保険者(受診者)から被保険者証(保険証)を返納させていない事実があり、保険者側に瑕疵があるときには、保険者に対して診療報酬の支払について交渉する。

〈保険医療の機構と診療報酬請求のフロー図〉



【指摘事項】生産物の売払いにおいて、作成すべき調書等に不備があったもの(合规性)

該当機関 安城農林高等学校

実習により生産された農産物などについては、生産等報告書の作成から、売却、代金の収納、物品の引渡しまで、一連の手続が定められている。

安城農林高等学校においては、手続の過程で作成することとされている「生產品売却調書」などに収支等命令者(校長)の決裁がされていない事例が、次のとおり見受けられた。

〈生產品の売却状況〉

売却年月日	品名	金額
平成 21 年 11 月 2 日	鶏卵	10,710 円
平成 21 年 11 月 4 日	鶏卵、白菜、みかん、シクラメンなど	65,790 円
平成 21 年 11 月 5 日	鶏卵、玄米、もち米	42,460 円

(4) 支出

【指導事項】 実行委員会経費において、収入金額にあわせて事業費を使い切る支出が行われ、県が精算金の返還を受けていなかったもの

(経済性)

該当機関 愛知芸術文化センター

音楽、舞踊等の自主事業については、年度単位で組織される実行委員会
が、県、企業の支出する負担金と、入場料・販売物の売上げ・協賛金助成
金等を収入として、事業を行っている。平成 20 年度は、愛知県始め 3 者で
実行委員会を構成し、県 23,000,000 円、企業 2 社が各 250,000 円の負担金
を支出し、これに入場料等を加えて、総額 43,453,782 円の収入により事業
を行っており、支出についてもまったく同額であった。

収支の詳細をみると、平成 21 年 2 月 23 日に、利息 5,446 円と販売委託
書籍の売上げ 24,000 円の収入があり、以後収入はなく、この時点での残高
は、49,560 円となっていた。その後、平成 21 年 3 月 5 日にパンフレット
印刷代 49,350 円とその振込手数料 210 円が支出され、残額を使い切る支出
となっていた。

実行委員会を設立する際の協定書では、残余金が生じた場合には、返還
することが定められているにもかかわらず、無理に収入総額にあわせた支
出を行うような精算方法は不適切であった。また、このことにより、県は
残余金の返還を受けることができなかった。

実行委員会経費の会計事務は、愛知芸術文化センターにおいて行ってい
るものであること、実行委員会に対する負担金の大部分が県費から支出さ
れていることから、県費と同様の適正な処理を行うべきである。

【指導事項】 業務委託契約の監督・完了検査等の手続に不備があったもの

(合規性)

該当機関 愛知芸術文化センター愛知県図書館

清掃業務の委託において、次のとおり監督・完了検査等の手続に不備が

見受けられた。

- ・ 契約書に定める勤務表や作業員名簿の提出を受けていなかった。
- ・ 日常清掃については、清掃業務報告書により毎日報告を受けているが、編冊するだけで、内容の確認や上司への回覧等がされていなかった。
- ・ 定期清掃(床面洗浄仕上げ：月1回、ワックス掛け：年1回等)及び特別清掃(窓ガラス清掃：年2回)の実施結果報告書の提出がなく、実施日も明確でなかった。

【指摘事項】 使用予定のない郵便切手を多量に購入していたもの(経済性)

該当機関 陶磁資料館

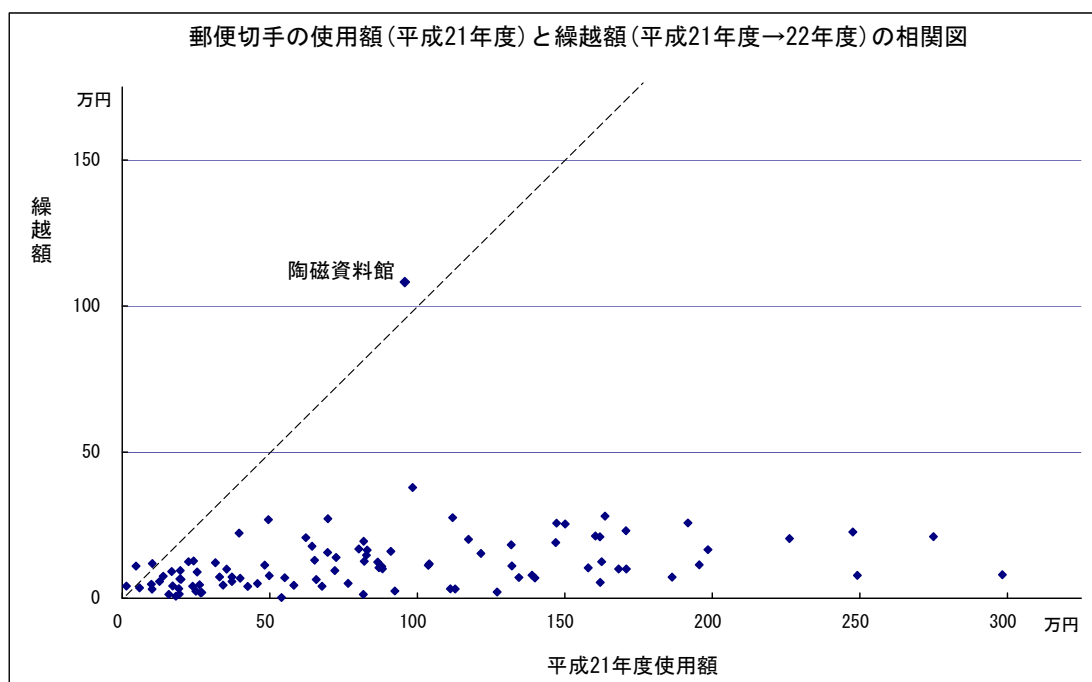
郵便切手類の購入と次年度への繰越しについては、平成21監査年度の定期監査において、平成19年度から20年度への繰越額が19年度使用額を上回り、かつ、過大であった3機関を対象に、指導事項として注意改善を求めた。あわせて、全庁に対して監査意見を付して、注意を喚起したところである。

本年度になって、監査委員としては、フォローアップの観点から地方機関を抽出の上、確認調査を行った。その結果、他の地方機関においては、平成22年度への繰越額が20年度に比較して減少していたり、平成22年度への繰越額が21年度使用額を下回っていたりするなど、状況の改善が見られたが、陶磁資料館の繰越額は突出していた。

陶磁資料館の平成21年度の郵便切手使用額は957,840円であるが、これを上回る1,082,470円の郵便切手を22年度に繰り越していた。また、平成21年度末(平成22年3月29日)に544,000円の郵便切手を購入しているが、年度内及び新年度当初において多量に使用する予定もなく、在庫も十分であったことから、不適切な購入であった。

〈陶磁資料館の平成21年度の郵便切手購入・使用・繰越しの状況〉

年度当初	購入	使用	22年度への繰越し
721,310円	1,319,000円	957,840円	1,082,470円



(注) グラフは、各地方機関の平成21年度郵便切手使用額と22年度への繰越額をドットで表示したものである。

【指導事項】 消防設備点検業務において、必要な契約手続を行っていなかったもの(合規性)

該当機関 春日井保健所

平成21年度の消防設備点検業務の契約において、請負業者と契約書の取り交しを行っていないにもかかわらず、平成21年10月30日に、請負業者に口頭で指示し、点検業務を行わせていた。

**【指摘事項】 物品の購入に当たり、意図的に契約を分割していたもの
(合規性、経済性)**

該当機関 心身障害者コロニー

物品の購入に当たり、一括して契約できるにもかかわらず、分割して、同一日に同一業者と契約していた。

一括して競争入札を行った場合には、より安価で契約することができたと期待されるため、意図的に分割して随意契約していたことは、不適切と言わざるを得ない。

地方機関では、原則として 100 万円以上の契約を行うことはできないため、これを分割して契約していたものである。

〈契約の状況〉

購入物品	数量等	分割状況	契約額	契約日	納期
ルームエアコン	12 台 (同一メーカー)	7 件に分割	計 2,600,001 円	平成 21 年 6 月 1 日	平成 21 年 6 月 30 日
ベッド	20 台 (同一メーカー)	2 件に分割	計 1,855,875 円	平成 21 年 6 月 18 日	平成 21 年 8 月 5 日

〈参考〉

○愛知県財務規則

(事務の委任)

第 3 条 かに属する次の各号に掲げる事務は、当該かの長に委任する。

二 予算配分額の範囲内において支出負担行為(知事が別に定めるものを除く。)を行う事務

※ 「知事が別に定めるもの」については、出納事務局長通知(昭和 52 年 3 月 30 日付け 52 出管第 105 号)で、「1 件 100 万円以上の物品の購入及び修繕の契約。ただし、特に知事の承認を受けたものは除く。」とされている。

【指導事項】 正規の契約手続を行わずに物品を購入していたもの(合规性)

該当機関 心身障害者コロニー

心身障害者コロニーは、病院、重症心身障害児施設、障害者支援施設など、多くの施設からなる総合的な福祉センターであり、広大な敷地に各施設が点在している。

不適正な経理処理の反省を踏まえ、コロニーでは、各施設で必要な物品はそれぞれの施設が物品購入伺いを運用部総務課に提出し、同課が発注し、同課が納品検査した後、各施設に届けるようルールを定めた。しかし、中央病院を始めとする一部の施設では、その後も、医薬品や給食材料のみならず被服や日用品についても、総務課を通すことなく直接業者に発注し、

直接納品を受けており、その後届けられた納品書を基に、総務課が必要書類(注文書兼請求書)を作成していた。発注と納品が総務課を通さずに行われていたことは、定められたルールを遵守しないこととなり不適切である。

【指摘事項・指導事項】 必要な協議を行うことなく物品を直接購入していたもの(合規性)

該当機関 心身障害者コロニー、名南工業高等学校

不適正な経理処理の改善・再発防止策の一つとして、平成21年7月から、物品調達拠点制度が地方機関等を対象に導入された。これにより、事務用品等については、原則として出納事務局調達課を通じて購入し、緊急に購入する必要がある場合等には、調達課とあらかじめ協議して、直接購入することができる。

しかし、必要な直接調達協議書を取り交わすことなく、直接購入していたものがあつた。

該当機関	購入物品	契約額	発注日	区分
心身障害者コロニー	外付けハードディスク 1 個	29,190 円	平成 21 年 7 月 7 日	指摘事項
名南工業高等学校	石筆 4 箱	3,717 円	平成 21 年 10 月 1 日	指導事項

〈参考〉

○愛知県財務規則

(支出負担行為の依頼)

第 61 条 主管課(警察本部の会計事務を担当する課を除く。)又はかい(警察部局に属するかいを除く。)(次項において「主管課等」という。)において物品の購入(知事が別に定めるものを除く。)に係る支出負担行為をする必要があるときは、物品購入依頼書(様式第 38)により出納事務局調達課長に依頼して、その手続をさせなければならない。

○愛知県物品調達拠点事務取扱要綱

第 6 条 かいで直接購入契約を締結し納品検査を行う物品(以下「直接調達物品」という。)は、別表第 3〔略〕に定める。

2 かいの長は、別表第 3④緊急に購入する必要があるもの又は⑤その他調達課による購入に適しないものに該当するとして直接調達をしようとする場合は、直接調達協議書(様式第 1)により調達課長に協議しなければならない。

【指導事項】 諸経費の計算を誤り、委託料を過払いしていたもの(合規性)

該当機関 尾張農林水産事務所

治山・林道事業に係る調査・測量等を公益法人等に委託する場合には、諸経費の額に0.9を乗じて得た額を諸経費とするよう定められている。

尾張農林水産事務所においては、瀬戸市内の保安林を間伐するに当たり、事前の調査測量業務の委託について、指名競争入札の結果、公益法人等に該当する愛知県森林組合連合会と契約を締結した。その際、諸経費の額に0.9を乗ずることなく、民間企業に委託した場合と同じ諸経費としていたため、委託料を過大に支払っていた。

(正) 1,202,250 円 (諸経費の額に0.9を乗じて得られる契約額)

(誤) 1,260,000 円 (入札額)

(過払い額) 57,750 円

〈参考〉

○愛知県治山必携委託基準編

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に応ずるものを乗じて算出するものとする。ただし、公益法人等に外注する場合は、算出された諸経費の額に0.9を乗じて得た額とする。

【指導事項】 必要な協議手続を経ずに、県費による費用の負担を行っていたもの(合規性)

該当機関 尾張建設事務所

愛・地球博記念公園については、財団法人愛知県都市整備協会を指定管理者として、管理業務を行わせているが、管理運営に必要な備品の一つとして、平成7年度に購入したカーリングストーンを協会に無償で貸し付けている。

平成21年度は、このカーリングストーンのハンドル32個を購入しており、県費で代金158,720円を支出していた。

協会との基本協定では、管理物品等の維持補修に要する費用については、

協会が負担することとなっており、ハンドルの交換をカーリングストーン
の修理、すなわち部品の交換であると考えれば、交換費用は、協会が
負担すべきものである。ただし、取扱いに疑義がある場合は、県と協会が
協議して定めることとなっている。

また、ハンドルの交換を管理物品の更新と考えるならば、その費用につ
いては、県と協会が協議して負担者を決定することとなっている。

いずれにしても、カーリングストーンのハンドル代金を県が負担する場
合、その費用負担について慎重な判断を行い、その結果を協会と協議する
必要があったが、そのような協議文書は作成されておらず、また、県費で
負担することを決定する伺いも作成されていなかった。

**【指導事項】 調査委託契約における仕様が不十分であったため、調査報告書
の内容が不完全となったと思われるもの(有効性)**

該当機関 病院事業庁経営課

病院事業庁では、医薬品や診療材料について、国内の調達価格の状況や、
病院事業庁の調達価格がどのような状況にあるのかを把握し、調達価格の
見直し等の検討に資するため、医薬品や診療材料の調達価格の調査を委託
していた。

調査報告書の内容を確認したところ、医薬品については、調査対象 282
品目の全ての価格が記載されていたが、診療材料については、調査対象 367
品目のうち 169 品目が価格不明のため空欄となっており、調査報告書とし
ては不完全と思われるものであった。

調査の目的は、調査対象全ての品目の調達価格を報告させることである
が、特殊な診療材料もあり、細かな規格もあることなどから、一部の品目
については、当初から、調査しても価格不明になること(調達価格を教えて
もらえない、調査対象の規格の診療材料を使用していないなど)も予想され
ていた。

こうしたことから、調査の結果、価格が不明であった品目の取扱いなど
について、あらかじめ契約書に定めておく必要があった。

〈調査委託の概要〉

- ・ 契約金額 829,500 円
- ・ 調査期間 平成 21 年 9 月 15 日～平成 21 年 10 月 2 日
- ・ 調査対象品目 (医薬品)282 品目、(診療材料)367 品目
- ・ 調査対象の病院 国公立病院、公的病院、民間病院
- ・ 調査内容 購入(契約)価格、購入価格の掛率(薬価及び公定価に対する購入価格の率)
- ・ 統計処理 最安値及びその掛率、最高値及びその掛率、平均値及びその掛率、病院数

【指摘事項】発注時の在庫数量の確認や、納品書への受領印の押印がされていなかったもの(合規性)

該当機関 がんセンター愛知病院

知事部局及び教育委員会においては、不適正な経理処理の改善・再発防止策として、出納事務局長通知(平成 20 年 10 月 28 日付け 20 出管第 311 号)に基づき、平成 20 年 11 月 1 日以降に発注する物品について、次の事務処理等を行っている。

- ・ 発注の伺い文書に在庫数量(概数でも可)を付記すること。
- ・ 物品の交付に当たっては、納品書の余白に交付を受ける職員の受領印を徴すること。

病院事業庁においても、各病院の会計担当者による会議で上記通知の写しを配布し、知事部局及び教育委員会と同様の事務処理を行うよう指示をした。さらに、平成 21 年 1 月 26 日に文書により同様の内容を周知した。

しかしながら、がんセンター愛知病院においては、平成 21 年 10 月までの間、物品の発注伺い文書への在庫数量の記載や納品書への押印が適切に行われていなかった。

〈不適切な事務処理の例〉

- ・ 平成 21 年 9 月 28 日発注の看護衣の発注伺い文書に在庫数量が付記されていなかった(契約金額：7,875 円)。また、平成 21 年 10 月 2 日

納品時の納品書に物品の交付を受けた職員の受領印の押印もなかった。

- 平成 21 年 7 月 1 日分及び 2 日分の薬品の納品書(合計 17 社で 98 枚)のうち、物品の交付を受けた職員の受領印が押印されていた納品書は 5 枚しかなかった。

【指導事項】 正規の契約手続を行わずに物品を購入していたもの(合規性)

該当機関 がんセンター愛知病院

がんセンター愛知病院では、平成 21 年 12 月に物流管理システムを導入し、これにより簡易かつ迅速な物品の発注が可能となった。

一方、物品を購入する場合には、地方公営企業法を始めとする法令の手続(競争入札、見積競争など)に従って相手方を決定し、原則として書面により、契約を締結する必要がある。システムを利用する場合であっても、注文の相手方や取引に用いる単価等は、法令に従った契約手続を経て、決定されなければならない。

愛知病院では、平成 22 年 1 月 8 日に、システムを利用して 50 品目を発注していたが、このうち実際に単価契約が締結されていた品目は、6 品目のみであった。

その他の品目については、直近の取引において納入実績のある事業者に対し、直近の取引金額により発注していたが、法令に基づき契約の相手方及び金額が決定されていない品目であり、本来であれば、システムを利用した発注はできない品目であった。

愛知病院においては、平成 21 年 12 月にシステムが導入されたばかりであり、担当職員がその操作に不慣れであった上、システムにより行える業務の内容を十分理解しておらず、システムの運用を誤ったことにより発生した事案であると考えられる。

〈誤った手続により購入された物品の例〉

品目	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
トイレトペーパー	2箱(1箱100個入り)	3,800円/箱	7,600円
乾電池 (単3アルカリ)	1箱(1箱40本入り)	3,360円/箱	3,360円
プリンタ用インク (5色パック)	5箱	3,680円/箱	18,400円
名札	1箱(1箱50個入り)	9,520円/箱	9,520円

【指摘事項】 病院経費で負担すべきではない経費が支出されていたもの

(合規性)

該当機関 城山病院

城山病院においては、入院患者が病院内の売店で日常用品の購入の支払などに充てるための金銭を患者の家族から預かっている。その出納業務については、平成20年度までは、患者相互の互助会的な組織である患者会(代表者:病院長)が費用を負担して、預り金の出納業務委託契約を事業者と締結してきた。

ところが、平成21年度は、患者会による出納業務委託契約は締結されず、県が事業者と締結した医事業務委託契約に、この預り金の出納業務が含まれていた。

従来より、預り金の出納業務は、病院本来の業務ではなく、病院経費では負担できないものと位置付けて、患者会の業務とされてきたものである。しかし、医事業務委託契約に、預り金の出納業務が含まれていたことにより、公的な費用である病院費用で負担されていた。

〈預り金の出納業務の契約状況(平成20年度と21年度との比較)〉

平成21年度	平成20年度
患者預り金に係る業務を医事業務委託契約に盛り込み、県が、契約を締結	患者会が、患者小遣金業務委託契約を締結
1 契約期間 平成21年4月1日～ 平成23年9月30日 2 契約金額(医事業務委託全体の平成21年度分の金額) 25,018,560円 (月額2,084,880円) ※患者預り金に係る業務の費用は上記金額の一部 3 委託者 城山病院長 4 費用負担 城山病院が負担	1 契約期間 平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 2 契約金額 2,540,160円 (月額211,680円) 3 委託者 患者代表城山病院長 4 費用負担 患者(患者の家族)が負担

【指導事項】適切な予定価格の設定を行っていないもの(合規性)

該当機関 城山病院

患者給食業務委託契約(1食当たりの単価契約)において、随意契約を行うに当たり、予定価格の設定について、事前の調査を行うことなく、前年度の予定価格を参考に、漫然と予算執行書に金額を記載しており、適切な予定価格の設定を行っていない。

結果として、予定価格を超えた金額により契約を行っていた。

品目	契約単価(税抜)	年間予定数量
デイケア・ナイトケア給食	507円/食	22,070食

【指摘事項】予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの(合規性)

該当機関 循環器呼吸器病センター

一般に、競争入札により契約の相手方を選定する場合には、あらかじめ予定価格を設定し、入札の結果、予定価格の範囲内で最も低い価格で申込みをした者と契約を締結する。予定価格の範囲内の価格で申込みをした者

がない場合、入札は不調となり、随意契約を行うことができる。このとき、最も低い価格で申込をした者と価格交渉を行い、契約金額を決定する方法をとっている。ただし、入札不調による随意契約を行う場合でも、当初に定めた予定価格を変更することができないものとされている。

循環器呼吸器病センターにおいては、診療材料の単価契約について、入札不調となったため、最低価格で入札した業者との価格交渉の上、557 品目について随意契約を行っていたが、このうち、178 品目について予定価格を超えた金額により契約をしていた。

〈予定価格を超えた金額で契約した物品の例〉

購入物品	契約価格(単価)	購入実績 (平成21年4月～22年1月)
植込み型除細動器	3,020,000 円/個	1 個
人工心臓弁	844,800 円/個	13 個
除細動器用カテーテル電極	929,000 円/個	2 個

〈参考〉

○地方自治法

(契約の締結)

第 234 条

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

○地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

○地方公営企業法施行令

(随意契約)

第 21 条の 14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

【指導事項】 正規の契約手続を行わずに物品を購入していたもの(合規性)

該当機関 循環器呼吸器病センター

診療材料の購入において、口頭(電話連絡)により発注して納品させ、後日、購入依頼書を作成していた。

循環器呼吸器病センターにおいては、通常、病棟などで診療材料を保管管理している部門が、今後必要となる品目がある程度まとまった段階で事務部門に購入依頼書を提出し、発注・納品を行っている。本件においては、当該診療材料が急に必要となったため、口頭で発注し、即日納品させていたと認められるが、診療材料を管理する部門と事務部門との連携が十分でなかったため、急を要しない他の診療材料に含めて購入の事務処理が行われていた。

〈購入の状況〉

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・ 品名及び数量 | 気管吸引用キット 1 箱 |
| ・ 金額 | 17,068 円 |
| ・ 口頭による発注年月日 | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| ・ 納品日 | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| ・ 購入依頼日 | 平成 21 年 4 月 2 日 |

【指摘事項】 物品購入代金の支払が遅延していたもの(合規性)

該当機関 西尾東高等学校

物品購入代金の支払は、特に契約で定めたものを除き、請求書を受領してから15日以内とされているが、その支払期限を遅延しているものが多数見受けられた。

〈支払遅延の例〉

購入物品	金額	請求日	支払日
書籍	29,408円	平成21年7月17日	平成21年10月28日
トナーカートリッジ	6,825円	平成21年8月4日	平成21年10月28日
プール用殺菌・消毒剤など	63,210円	平成21年8月6日	平成21年10月28日
検尺ロープ、砲丸など	48,730円	平成21年8月20日	平成21年10月28日
印刷機インクなど	130,011円	平成21年10月23日	平成21年12月28日
人体解剖模型など	9,355円	平成21年10月27日	平成21年12月28日
鑄造ゴム印	14,253円	平成21年10月29日	平成21年12月28日

〈参考〉

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(定をしなかつた場合)

第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

【指導事項】 発注伺い文書に在庫数量が記載されていなかったもの(合規性)

該当機関 岩津高等学校

出納事務局調達課に依頼せず、所属で直接購入する物品については、発注伺い文書に在庫数量を付記することとなっているが、確認できた範囲では、すべての発注伺い文書に在庫数量の記載がなかった。

〈購入物品の例〉

購入物品	金額	発注日
A4 更紙(30㍻)	17,325 円	平成 21 年 4 月 30 日
アルコール除菌剤(1 個)	6,562 円	平成 21 年 10 月 13 日

【指導事項】 誤った予定価格を電子入札システムに入力していたもの

(合規性)

該当機関 運転免許試験場

運転免許試験場では、来場者用駐車場混雑時の車両整理業務の委託契約を一般競争入札で行っている。入札は、電子入札システムにより執行しているが、入札予定価格の入力を誤って、正しい予定価格より高額の金額を入力し、開札していた。

電子入札システムへの予定価格の入力に当たっては、開札時に立会者の確認のもと執行担当者が予定価格調書に記載された額を入力することとなっているが、立会者、執行担当者とも、予定価格の入力誤りに気付かなかった。

落札価格は正しい予定価格よりも低額であったので、入札結果に影響はなかったが、予定価格の入力誤りは入札結果に重大な影響を及ぼしかねないため、入力に当たっては、立会者を含めた複数の職員でチェックするべきであった。

(5) 人件費・旅費

【指摘事項・指導事項】職員の手当等が、過支給又は支給不足となっていたもの(合規性)

該当機関 総務部総務事務管理課、知多建設事務所、がんセンター中央病院、城山病院、尾張教育事務所、西三河教育事務所、東三河教育事務所、名古屋給与事務所、警察本部捜査第二課、千種警察署、瑞穂警察署、西尾警察署、豊田警察署、新城警察署、豊橋警察署

職員の手当等について、次のとおり、過支給又は支給不足となっていた。

支給誤りの内容としては、通勤手当において自動車を使用して通勤する職員の通勤距離を誤って認定したもの、扶養手当において扶養親族の要件を欠いたことに伴う返納事務を誤っていたものなどが見受けられた。

該当機関	手当の種類	誤りの内容	過支給又は支給不足額	区分
総務部総務事務管理課	扶養手当等	返納事務誤り	過支給 16,610 円	指導事項
	通勤手当	返納事務誤り	過支給 60,930 円	指導事項
知多建設事務所	賃金(通勤手当相当額)	自家用車を使用する職員の通勤距離認定誤り	過支給 68,670 円	指導事項
がんセンター中央病院	通勤手当	通勤不便者の認定漏れ	支給不足 189,700 円 (19人) 過支給 8,100 円 (1人)	指摘事項
城山病院	報酬(通勤手当相当額)	自家用車を使用する職員の通勤距離認定誤り	過支給 24,000 円	指導事項
尾張教育事務所	通勤手当	自家用車を使用する職員の通勤距離認定誤り	過支給 114,000 円	指摘事項

該当機関	手当の種類	誤りの内容	過支給又は支給不足額	区分
西三河教育事務所	通勤手当	自家用車を使用する職員の通勤距離認定誤り	過支給 103,500 円	指摘事項
東三河教育事務所	通勤手当	育児休業復職者に対する支給漏れ	支給不足 16,800 円	指導事項
名古屋給与事務所	通勤手当	自家用車を使用する職員の通勤距離認定誤り	過支給 85,500 円	指導事項
警察本部捜査第二課	扶養手当等	返納事務誤り	過支給 12,870 円	指導事項
千種警察署	通勤手当	認定すべき定期券の種類の誤り	過支給 9,000 円 支給不足 26,300 円	指導事項
瑞穂警察署	扶養手当等	支給要件を失った期間についての届出誤り	過支給 65,232 円	指導事項
	通勤手当	自家用車使用区間分の支給漏れ	支給不足 19,200 円	指導事項
西尾警察署	通勤手当	返納事務誤り	過支給 24,690 円	指導事項
豊田警察署	期末・勤勉手当	期間率の適用誤り	過支給 196,959 円	指摘事項
新城警察署	通勤手当	支給要件の認定誤り	過支給 45,600 円	指導事項
豊橋警察署	通勤手当	地下鉄利用区間の認定誤り	過支給 44,190 円	指導事項

【指導事項】 賃金の支払が遅延していたもの(合規性)

該当機関 県民生活部社会活動推進課

臨時雇用職員に対する平成22年3月分の賃金(91,810円)について、翌月の4月16日に支払うべきにもかかわらず、5月14日に支払われていた。

【指導事項】 時間外勤務命令、旅行命令の手続が行われていなかったもの
(合規性)

該当機関 陶磁資料館、農業総合試験場、あいち海上の森センター

陶磁資料館では、平成21年7月1日及び6日に、1名の職員が勤務時間外に公用車により出張していたが、時間外勤務命令及び旅行命令が、総務事務システムに登録されていなかったため、時間外勤務手当17,170円、旅費16,000円が未支給となっていた。

農業総合試験場では、平成21年10月7日及び8日に台風18号に備えた非常配備で、6名の職員が勤務したが、うち1名について、同様の理由により、時間外勤務手当33,909円及び旅費200円が未支給となっていた。

また、あいち海上の森センターでも、2名の職員が勤務したが、時間外勤務手当2名分61,531円及び旅費2名分1,100円が未支給となっていた。

【指摘事項・指導事項】 適切な旅行命令手続が行われていなかったもの
(合規性)

該当機関 豊田加茂福祉相談センター、一宮建設事務所、豊田加茂建設事務所、新城設楽建設事務所

旅費が支給されない出張については、簡易な旅行命令書により手続を行うことができることされており、その書式も定められている。

一宮建設事務所においては、簡易な旅行命令書により手続されていた出張の中に、総務事務システムにより電算処理すべき出張(旅行雑費が支給される地域への出張)29件が含まれていた。その結果、計5,800円の旅費が未支給となっていた。また、この他、旅行命令書についても、次のとおり

不備が見受けられた。

- ・ 旅行期間が空欄のもの
- ・ 用務先に市区町村名でなく路線名、工事現場名等を記入していたもの
- ・ 同じ旅行命令がシステムと簡易な旅行命令書の双方で登録されていたもの
- ・ 一件の出張で旅費が支給される部分をシステムで、旅費が支給されない部分を簡易な旅行命令書で処理していたもの

一宮建設事務所については、平成 21 監査年度の定期監査でも、旅行命令が適切に行われていなかったことについて、指導事項としたにもかかわらず十分な改善策がとられていなかったため、特に指摘事項とした。

上記を含め、システムにより処理していなかったため、旅費の支給漏れとなっていたものは、次のとおりである。

該当機関	件数	支給漏れ金額	区分
豊田加茂福祉相談センター	69 件	21,500 円	指導事項
一宮建設事務所	29 件	5,800 円	指摘事項
豊田加茂建設事務所	42 件	8,400 円	指導事項
新城設楽建設事務所	14 件	2,800 円	指導事項

【指導事項】旅費が支給されていなかったもの(合規性)

該当機関 尾張教育事務所

市町村立の小・中学校等の教員の旅費については、県が負担することとされている。

管内の小中学校では、教員 2 名が、平成 21 年 8 月 15 日に修学旅行の下見のため出張したが、旅費 2 名分 27,515 円が未支給となっていた。

【指導事項】復命書が作成されていなかったもの(合規性)

該当機関 三谷水産高等学校

三谷水産高等学校が保有する実習船については、平成 21 年 8 月に、ドック修繕を大阪府の事業者と契約しており、平成 21 年 8 月 20 日から 8 月 31

日までの間に、関係職員が修繕に関する監督業務や完了検査立会のため大阪府へ出張していた。

県外出張では、復命書を作成するべきところ、作成されていなかった。また、監督員記録(日誌等)も作成されていなかった。

- ・ 出張職員 9名
- ・ 出張日、用務 平成21年8月20日から8月31日まで
延べ17名 監督指示

(6) 財産・物品

【指導事項】 備品の廃棄に当たり、必要な手続を行っていないもの
(合規性)

該当機関 総務部職員厚生課

職員厚生課から愛知県職員生活協同組合(職員生協)に貸し付けている備品のうち、冷水機と台(2台)がなかった。

冷水機と台は、平成12年に老朽化により使用不能となったため、廃棄されており、本来は、職員生協が県に対し不用物品返還書を提出した後、廃棄を行うものであるが、書類が未提出であったため、不用決定の処理が行われなかった。県による備品の定期的な点検も行われていなかったため、事態を把握できず、貸付物品として登録されたままの状態となったものである。

【指導事項】 購入した収入印紙を郵便切手類出納簿に記帳することなく使用していたもの(合規性)

該当機関 県民生活部県民総務課

収入印紙については、物品出納職員が郵便切手類出納簿に記帳し、印紙を必要とする職員に交付する際には、同出納簿に受領印を徴することとなっている。購入後直ちに使用する場合であっても、同様の処理をする必

要がある。

県民総務課において購入した収入印紙 25,950 円分について、郵便切手類出納簿に記帳することなく、購入後直ちに払出しを行っていた。

【指導事項】高額な備品の取得、処分に当たり、必要な手続を行っていなかったもの(合規性)

該当機関 防災局防災危機管理課

備品は、物品出納職員が、財務システムにより物品登録をする必要がある。また、物品を譲渡する際には、財務システムにより不用決定(処分)した後譲渡する必要がある。

防災危機管理課では、平成 18 年 3 月に取得した災害対策用指揮車(取得価格 29,459,886 円)について長期間物品登録を怠り、平成 22 年 2 月に登録した。また、平成 10 年 3 月に取得し、平成 20 年 3 月に田原市へ譲渡した地震体験車なまず号(取得価格 24,934,061 円)については、不用決定の手続を行わずに譲渡していた。

【指摘事項】備品が許可なく持ち出され、所在が不明となったもの(合規性)

該当機関 心身障害者コロニー

心身障害者コロニーの職員が、平成 16 年 10 月、許可なく備品(デジタルカメラ、取得価格 81,735 円)を自宅に持ち帰り、その後に備品の所在が不明となった。所属において、物品使用一覧表に基づく備品の定期的な点検を実施していなかったため、長期間これに気付くことができなかったものである。

【指導事項】USBメモリの管理が適正でなかったもの(合規性)

該当機関 建設部港湾課、尾張建設事務所

情報資産管理上の観点から、情報記録媒体については、適切かつ厳重な管理が必要である。

平成 21 年度に購入した U S B メモリの現物を確認したところ、建設部港湾課では 10 個購入したもののうち、2 個の確認ができなかった。また、尾張建設事務所では 11 個購入したもののうち、3 個の確認ができなかった。

平成 21 監査年度の定期監査において、建設部の一部の地方機関に対して U S B メモリの適正な管理に努めるよう指導し、注意喚起したにもかかわらず、今回、同様の事案が見受けられた。

〈参考〉

○愛知県情報セキュリティポリシー

第 18 条 情報資産は、そのライフサイクルに応じて、次の各号により管理しなければならない。

(3) 情報資産の保管

ハ 重要性 B 以上の情報を記録した記録媒体は、必要に応じて施錠が可能な書庫等に保管すること。

(5) 記録媒体の持ち出し禁止

全ての重要性分類において、情報を記録した記録媒体は、庁舎外に持ち出さないこと。

(8) 記録媒体等の廃棄

イ 全ての重要性分類において、情報を記録した記録媒体(技術情報文書を含む)を廃棄する者は、消去ソフトを使用する等、当該情報を復元できないように消去し、又は記録媒体をシュレッダ等で粉砕すること。

【指導事項】 物品の貸付に当たり、必要な手続を行っていなかったもの

(合規性)

該当機関 三河港務所

海陽ヨットハーバーについては、財団法人愛知県都市整備協会を指定管理者として、管理業務を行わせているが、ヨットハーバーの管理運営に当たり、県は、管理物品としてヨットを無償で協会に貸し付けている。

県では、平成 21 年 11 月に、貸付を目的としてヨット用メインセール 4 点計 197,400 円を購入し、貸付先である協会に引き渡し、すでに使用され

ているにもかかわらず、財務規則に定める貸付手続を行っていなかった。
また、財務システムにおける貸付処理もされていなかった。

【指摘事項】 デジタルカメラの管理が不適切であったもの(合规性)

該当機関 がんセンター愛知病院

病院事業庁においては、耐用年数1年以上で2万円以上10万円未満の消耗備品のうち、カメラ、パソコン等14品目について様式(管理リスト)を定めて計数管理をすることとしている。

がんセンター愛知病院において、平成18年度から20年度までに購入したデジタルカメラ20台の現物確認を行ったところ、監査当日は4台しか確認できなかった。このうち、平成20年度に購入した3台については、使用した形跡がなかった。

これらは、様式(管理リスト)に必要事項が記載されていなかったことなど、主に消耗備品の管理が適切に行われていなかったことによるものである。

〈参考〉

○消耗備品

病院事業庁と県立病院において、耐用年数1年以上取得価額10万円未満の備品をいい、2万円以上10万円未満の14品目(パソコン、カメラなど)は様式を定めて計数管理することとなっている。(平成15年3月24日付け通知)

(通知により定められた様式)

(品名)					
取得年月日	規格・型式	取得金額(税抜)	数量	設置場所	備考

※廃棄処分した物品については、備考欄に処分年月日を記載してください。

【指導事項】 棚卸資産の管理が不適切であったもの(合規性)

該当機関 あいち小児保健医療総合センター

病院事業庁においては、薬品や診療材料などの棚卸資産について、愛知県病院事業庁財務規程により、貯蔵品出納簿を作成して管理するよう定められているが、あいち小児保健医療総合センターでは、使用している薬品の出納について、貯蔵品出納簿を作成せず、次のように病院独自の方法により管理していた。

- ・ 一般的な薬品については、薬品ごとに受払の日付、受払数量及び現在数量を記載したカード
- ・ 放射線医薬品については、医薬品等在庫管理台帳

これらのカード及び台帳による管理は、現場で薬品を管理するための補助簿として有用な方法ではあると考えられるが、前年度からの繰越しや月ごとの集計などの棚卸処理が行われていないことなどから、財務規程に定める貯蔵品出納簿に代替できる要件を備えていないものであった。

〈参考〉

○愛知県病院事業庁財務規程

(帳簿の種類)

第12条 病院事業に係る取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。

(14) 貯蔵品出納簿

2 前項第1号から第3号までに掲げる帳簿は事業庁長が、同項第2号及び第3号に掲げる帳簿は病院の長が、同項第4号から第19号までに掲げる帳簿は経営課及び運用部管理課又は事務部の企業出納員(以下「管理出納員」という。)が、同項第14号から第16号までに掲げる帳簿は管理課又は運用部管理課の企業出納員が、同項第14号に掲げる帳簿は輸血部、外科部、中央検査部又は薬剤部の企業出納員が保管し、整理しなければならない。

【指導事項】 情報記録媒体の管理が適正でなかったもの(合規性)

該当機関 一宮興道高等学校、岩倉総合高等学校

情報資産管理上の観点から、情報記録媒体については、適切かつ厳重な管理が必要である。

一宮興道高等学校及び岩倉総合高等学校の教員 2 名が、情報セキュリティポリシーに基づく、情報の学校外への持ち出し許可を受けることなく、個人情報の記録された機器・媒体を学校外に持ち出していた。その際、帰宅途中に立ち寄った喫茶店の駐車場において、両名の自家用車の窓ガラスを割られ、車内に置いてあった機器・媒体が盗難に遭った。

該当機関	情報記録媒体	個人情報
一宮興道高等学校	USBメモリ(県有物品3本、個人所有1本)	平成21年度の1年のクラス役員名簿40名分(USBメモリ内)
岩倉総合高等学校	パソコン及び外付けハードディスク(個人所有)	平成20年度・21年度の在籍者延べ1,418名分の考査得点、評定等(ハードディスク内)

〈参考〉

○愛知県立学校情報セキュリティポリシー

(情報の持ち出しの禁止)

第29条 全ての情報を、学校外へ持ち出さないこと。ただし、持ち出しをしないことにより職務の遂行に支障をきたすとして、管理責任者等の許可を得た場合を除く。なお、重要性B以上の情報の持ち出し許可は、重要情報持ち出し管理票(様式9)を管理責任者等に提出して、その許可を得なければならない。

2 管理責任者等は、前項の許可を受けようとする者が、次の事項を遵守することを確認したうえで、許可を行うものとする。

(1) 持ち出す情報は、必要最小限にすること。

(2) 万一の紛失等に備えて、複製を持ち出すこと。

(3) 寄り道など、申請した持ち出し先以外の場所に情報を持ち出す行為やパソコン及び記録媒体の放置をしないこと。

3 管理責任者等は、学校外での作業完了後、速やかに情報の持ち帰りを確認すること。

【指導事項】 必要性の少ない土地を有償で借用していたもの

(有効性、経済性)

該当機関 愛知警察署

豊明幹部交番においては、県有地の東側隣接地を豊明市から有償で借用し、公用車及び来客者の駐車場として利用している。

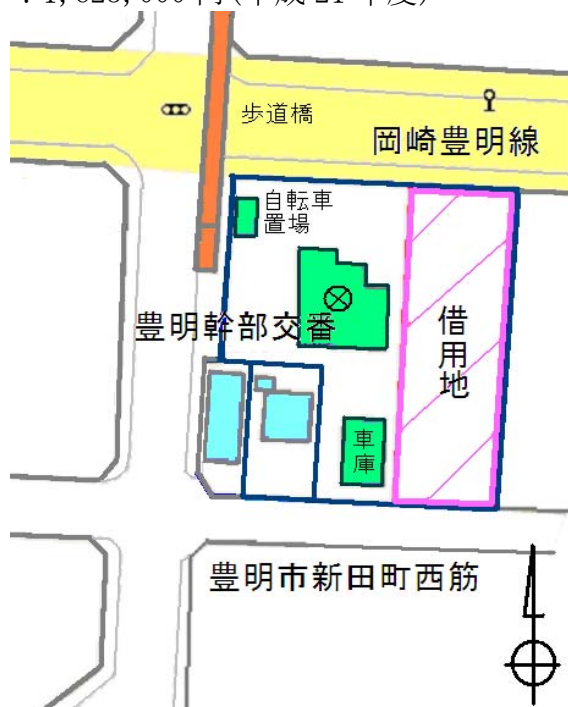
交番は、免許関係事務を行っておらず、来客者が他の交番に比べて特別に多いとは認められない。また、県有地のうち道路に面した交番の北側及び西側が有効に活用されていない。このため、県有地を有効活用すれば、隣接地を借用しなくても、駐車場としての必要面積は確保できると考えられる。

〈交番の状況〉

所在地 : 豊明市新田町西筋 111-1
設置年月日 : 昭和 51 年 11 月 30 日
敷地 : 1,551.89 m² (県有地 1,056.03 m²、借用地 495.86 m²)

〈借用地〉

位置 : 県有地東側隣接地
所有者 : 豊明市
賃借料 : 1,623,000 円 (平成 21 年度)



(7) 工事

【指導事項】 工事請負契約において、履行保証のない期間が生じていたもの
(合規性)

該当機関 環境部資源循環推進課、尾張建設事務所、知多建設事務所、東三河建設事務所

工事請負契約の締結に当たっては、請負者が、契約保証金の納付又は有価証券による担保の提供を行わない場合には、これに代えて金融機関、保険会社等による保証を付すこととなっている。金融機関や保険会社による保証期間は、通常、工事請負契約期間限りであり、工事請負契約の期間が延長された場合、保証契約等についても、別途、期間延長の手続きをしておく必要がある。

工事請負契約について、履行保証の状況を確認したところ、工事契約期間が延長されたにもかかわらず、保証延長手続が行われなかったことにより、保証のない期間が生じていたものが、次のとおり見受けられた。

該当機関	工事	保証の種類	保証のない期間	区分
環境部資源循環推進課	衣浦港3号地進入路整備工事	公共工事履行保証証券	41日	指導事項
尾張建設事務所	橋梁修繕工事	履行保証保険契約	71日	指導事項
知多建設事務所	津波対策海岸特別緊急工事	金融機関の保証	103日	指導事項
東三河建設事務所	歩道設置工事	金融機関の保証	42日	指導事項

〈参考〉

○愛知県公共工事請負契約約款

(契約の保証)

第4条 乙〔注：請負者のこと〕は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「愛知県財務規則第129条の3第3号の規定により免除」と記載されているときは、本条は適用しない。

一 契約保証金の納付

- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、甲が
確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法
律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下
同じ。)の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契
約の締結

【指摘事項・指導事項】 工事の設計・積算を誤っていたもの(合規性)

該当機関 尾張建設事務所、海部建設事務所、新城設楽建設事務所、企業
庁水道事業課、企業庁工務課、愛知用水水道事務所、衣浦港工
事事務所

衣浦港工事事務所では、東浦石浜地区整地工事を施工し、河川の付替及
び調整池の新設を行っていたところ、軟弱地盤の改良が必要となった。こ
のため、請負業者と変更契約を締結して(第 2 回及び第 3 回)、地盤改良工
事を追加施工させていたが、変更契約金額の計算に当たり積算を誤ってい
た。

当該地盤改良工事の積算の内容は、世話役、特殊作業員、普通作業員の
労務費と、パワーブレンダー等の機械運転費、雑材料費から構成されてい
る。雑材料費は、労務費・機械運転費合計の 5%を計上するべきところ、
誤って労務費のみの 5%を計上し、結果 865,200 円の過小設計となってい
た。

上記を含め、工事請負契約等について、積算を誤り、過小又は過大設計
となっていたものは、次のとおりであった。

なお、企業庁が施工した 2 件の工事については、設計・積算・工事監督
等の業務は出先機関で担当し、契約締結事務・工事完了検査は本庁で行っ
ていたため、本庁でのチェックを担当する企業庁水道事業課、工務課も、
それぞれ指導事項、指摘事項の該当機関とした。

該当機関	工事	誤った金額	区分
尾張建設事務所	舗装道修繕工事	過大設計 107,100 円	指摘事項
	舗装道修繕工事	過小設計 58,800 円	指導事項
海部建設事務所	舗装道修繕工事	過小設計 10,500 円	指導事項
新城設楽建設事務所	緊急防災砂防工事	過小設計 194,025 円	指摘事項
企業庁水道事業課、愛知用水水道事務所	浄水場薬品注入設備更新工事	過大設計 20,000 円	指導事項
企業庁工務課、衣浦港工事事務所	整地工事	過小設計 865,200 円	指摘事項

【指導事項】 契約変更時に鋼材重量を誤り工事請負代金を過大に支払っていたもの(合規性)

該当機関 一宮建設事務所

工事請負契約では、賃金や物価に著しい変動があった場合に、互いに契約金額の変更を請求できることを定めている。

二級河川三宅川地盤沈下対策河川緊急整備工事において、鋼矢板の価格が「予期することができない特別な事情により、著しく変動した」ことを理由として、重量当たりの単価を値上げするための変更契約を行ったが、その際、鋼矢板長さ 1m 当たりの重量を誤って計算したことにより、工事請負代金 37,800 円を過大に支払っていた。

契約変更額 (正) 2,862,300 円
(誤) 2,900,100 円
(過払い額) 37,800 円

〈参考〉

○愛知県公共工事請負契約約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲〔注：発注者のこと〕又は乙〔注：請負者のこと〕は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

(8) 補助金

【指導事項】 補助対象ではない経費に補助金を交付決定していたもの

(合規性)

該当機関 尾張県民事務所

商業団体等事業費補助金は、県内の中小商業及びサービス業の振興を図るため、商業団体等に対して補助するものであり、補助の対象となる事業の内容は、商業団体等事業費補助金交付要綱で定められている。

平成 21 年度補助事業として、商業団体が実施したショッピングセンター改装に対して、補助金を交付決定していたが、補助対象外経費である店内のショーケースを搬入する際に使用するフォークリフトの使用料が補助対象経費に含まれていた。店内のショーケースに係る経費(搬入費を含む)については、補助対象経費から控除して補助金を算定し、交付決定すべきものであった。

なお、交付先団体への補助金交付前であったため、補助金の返還はなかった。

(正) 14,323,744 円 (補助対象経費) × 20% (補助率) ÷ 1.05 ≒ 2,728,000 円

(誤) 14,379,200 円 (補助対象経費) × 20% (補助率) ÷ 1.05 ≒ 2,738,000 円

(差額) 10,000 円

【指摘事項】 補助金の詐取、不適正な受給があり、返還請求、加算金の納付請求を行ったもの(合規性)

該当機関 産業労働部商業流通課

商業団体等事業費補助金において、次のとおり詐取又は不適正な受給があった。平成 21 年度に愛知県は、これら補助金について、交付決定の取消し又は一部取消しを行って補助金の返還を命じるとともに、加算金の額を決定し、請求を行った。

このうち、南陽商店街振興組合に係る平成 15 年度から 17 年度までの補助金 5,852,000 円の返還については、地方自治法施行令及び愛知県補助金等交付規則の規定に基づき、10 年間の分割返済を承認し、加算金を免除した。その他の返還金、加算金は、補助対象団体から納付された。

商業団体等事業費補助金の不正受給に関しては、平成 21 監査年度において、「平成 20 年度の補助金について、イベント事業に関する事実確認のための現地検査が行われていなかった」ことを取り上げ、注意改善を求めたところである。今回、事件に対する措置が確定したことを受けて、補助金の不適正な受給などが再び起こらないよう、改めて、指摘事項とした。

補助対象団体	補助金交付年度	詐取又は不適正受給された額	加算金の額	交付決定の取消
南陽商店街振興組合	平成 18・19 年度	3,302,000 円	672,663 円	全部
	平成 15～17 年度	5,852,000 円	免除	全部
雁道商店街振興組合	平成 16～20 年度	575,000 円	210,179 円	一部

〈参考〉

○地方自治法施行令

(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現

に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

○愛知県補助金等交付規則

(決定の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の返還)

第 17 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第 18 条 補助事業者等は、第 16 条第 1 項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

5 知事は、第 1 項及び第 4 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(9) 事故

【指摘事項・指導事項】 交通事故により、賠償金等の県費を支出していたもの(合規性)

該当機関 愛知芸術文化センター愛知県図書館、半田保健所、知多保健所、西三河農林水産事務所、建設部公営住宅課、豊田加茂建設事務所、議会事務局、警察本部保安課、警察本部薬物銃器対策課、警察本部交通指導課、西警察署、中村警察署、中警察署、中川

警察署、愛知警察署、瀬戸警察署、一宮警察署、豊田警察署、
豊川警察署、豊橋警察署、田原警察署

警察本部保安課において、警察本部へ向かうため、捜査車で名古屋市東区内の県道を走行中、交差点を左折する際に、安全確認が不十分であったことから、自転車横断帯を走行してきた自転車と接触し、相手方に傷害及び物的損害を与えた。

- ・ 被害状況 当方：左前部バンパー擦過等
相手方：負傷(実治療日数 161 日)、自転車損壊

上記を含め、交通事故により、賠償金、修理代金等を県費で支出しているが、その主なものは、次のとおりであった。なお、公用車が廃車となり、実際には修理代金の支出をしていない場合には、修理代金等は見積額で表示している。

該当機関	事故の種類	責任割合	賠償金、修理代金等	区分
愛知芸術文化センター愛知県図書館	物損事故	100%	553,566 円	指導事項
半田保健所	物損事故	100%	970,799 円	指導事項
知多保健所	物損事故	100%	504,557 円	指導事項
西三河農林水産事務所	物損事故	100%	649,960 円	指導事項
	人身・物損事故	100%	760,015 円	指導事項
建設部公営住宅課	人身・物損事故	85%	4,336,782 円	指導事項
豊田加茂建設事務所	人身・物損事故	100%	923,560 円	指導事項
議会事務局	物損事故	100%	1,630,296 円	指摘事項
警察本部保安課	人身・物損事故	100%	2,984,345 円	指摘事項
警察本部薬物銃器対策課	物損事故	90%	1,088,309 円	指導事項
警察本部交通指導課	物損事故	100%	697,637 円	指導事項
西警察署	物損事故	100%	837,923 円	指導事項

該当機関	事故の種類	責任割合	賠償金、修理代金等	区分
中村警察署	人身・物損事故	90%	3,345,000 円	指導事項
中警察署	物損事故	100%	913,111 円	指導事項
中川警察署	物損事故	100%	917,143 円	指導事項
愛知警察署	物損事故	100%	1,087,393 円	指摘事項
瀬戸警察署	人身・物損事故	100%	1,837,188 円	指摘事項
	人身・物損事故	90%	941,665 円	指導事項
一宮警察署	人身・物損事故	100%	2,961,360 円	指摘事項
豊田警察署	人身・物損事故	100%	1,818,209 円	指摘事項
豊川警察署	人身・物損事故	75%	2,132,865 円	指導事項
豊橋警察署	物損事故	100%	589,543 円	指導事項
田原警察署	物損事故	100%	555,114 円	指導事項

第3 監査意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、次のとおり監査意見を付す。

1 経理処理の適正化に向けた取組の継続を要望するもの(合規性)

該当機関 全庁・出納事務局

経理処理の適正化に向けた取組として、研修の充実強化、納品書の保存と受領印の押印、予算の流用制度の活用、会計指導検査の強化などの措置が講じられ、これらに加えて平成 21 年 7 月から物品調達体制の拠点化が導入され、1 年が経過した。

平成 22 監査年度の定期監査では、地方機関における物品購入事務の状況や各種取組の状況について確認した。その結果、全体としては適正に処理されていると認められ、各種取組が効果を挙げ、定着しつつあると判断されるが、一部の地方機関において、若干の不備(発注伺い文書への在庫数量の記載漏れ、納品書への押印漏れ、直接調達の際の協議手続の不備など)が見受けられた。

職員一人ひとりの意識が改まり、また、新たな仕組み、体制が全組織に確実に根付くには、なお時間を要すると思われる。このため、一連の取組を着実に継続するよう要望する。

また、物品調達拠点制度については、制度の根幹は維持しつつ、関係者の意見、要望を検証の上、運用に努められたい。

○主な取組

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ① 職員の意識改革 | 研修の充実強化、公益通報制度の周知徹底 |
| ② 物品調達体制等の見直し | 納品書の保存、受領印の押印、物品調達体制の拠点化 |
| ③ 予算執行等の見直し | 予算流用制度の活用、年度当初の 90% 予算配分・配当 |
| ④ 内部統制の強化 | 出納事務局の会計指導検査強化 |
| ⑤ その他 | 人事交流の推進、国庫補助制度について国へ要望 |

○物品調達拠点制度運用後の主な改善点

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ① 納品検査拠点の増加 | 8 か所→10 か所(平成 22 年 4 月～) |
| ② 年度末に、一部の納品検査拠点で検査日を追加 | |

2 補助金について実効性の高い実地検査を求めるもの(合規性)

該当機関 補助金を所管する所属

昨年の会計検査院の検査の結果、県内の一部の市町村においても、不適正な経理処理が行われていたことが判明し、国庫補助金及び県補助金の返還があった。商工会議所の補助金不正受給等の事例を受けて、これまでも出納事務局から、補助金の額の確定に当たっては、積極的に現地調査を行い、複数の書類、帳簿等を照らし合わせて調査するなどして事実確認を行うよう繰り返し指導がされている。

補助金を所管する所属にあつては、補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか、また、経費が適正に執行されているかについて検査し、補助対象が多い場合であっても抽出して実地検査するなど、実効性の高い検査に努められたい。

3 NHK放送受信料の事業所割引の適用について検討を求めるもの(経済性)

該当機関 総合庁舎に地方機関等を置く部局

NHK放送受信料については、平成21年2月から事業所割引制度が導入されており、複数のテレビを保有する県の機関においても、すでにこの制度を活用している。しかし、総合庁舎の状況をみると、総合庁舎に入居している県民事務所、農林水産事務所、建設事務所、教育事務所などの地方機関が個別に受信契約を締結しており、総合庁舎全体でまとめて契約していない。このため、事業所割引のメリットを最大限には受けられていない。

総務部始め関係部局間で検討を行い、より経済的な契約となるよう努められたい。

〈参考〉

○事業所割引制度

同一敷地内に設置した複数のテレビについて、一括して放送受信契約を締結し、受信料の支払を行う場合に、2台目以降の受信料が半額になる制度

○総合庁舎の状況、見込まれる効果

庁舎名	入居 県機関数	テレビ 台数	現状契約額	最大限割引 適用額	削減効果
三の丸庁舎	5	15台	159,710円	129,890円	29,820円
海部総合庁舎	6	15台	149,070円	119,280円	29,790円
知多総合庁舎	4	6台	59,640円	52,185円	7,455円
西三河総合庁舎	7	17台	192,685円	150,105円	42,580円
豊田加茂総合庁舎	3	5台	52,185円	44,730円	7,455円
東三河総合庁舎	7	16台	174,620円	137,345円	37,275円
新城設楽総合庁舎	4	6台	59,640円	52,185円	7,455円
計	36	80台	847,550円	685,720円	161,830円

4 保健・福祉におけるボランティア養成事業の再点検を求めるもの

(経済性・効率性)

該当機関 健康福祉部児童家庭課、高齢福祉課、健康対策課

保健・福祉分野において、健康づくり、子どもの育成及び介護などのボランティア活動に求められる役割は大きいと認められる。

このため、県においては、ボランティアを養成するとともに、その活動が県民や地域に対して効果的に展開されるよう支援している。

関係する事業を監査したところ、ボランティア養成後の活動状況の把握が十分なされていないもの、養成したボランティアの活動機会が少ないもの、ボランティア活動をしなかった者も含めて登録した者全員分のボランティア活動保険料を県が支払っていたもの、また、他部局の事業と重複しているものが見受けられた。

このことから、県とボランティアとの関わりを踏まえて当該事業を再点検し、ボランティアとの連携や協働を図ることにより、ボランティアの持つ社会性や先駆性などの特性が十分発揮されるよう努められたい。

5 県道としての渡船のあり方について検証を求めるもの(有効性・経済性)

該当機関 建設部道路維持課

県においては、木曾川における渡船を県道として認定し、運行業務を行ってきたところである。かつては、相応の必要性、意義があったものの、交通手段の変化や、周辺の道路及び橋の整備など、交通事情の大きな変化により、利用者数、運行日数とも少ない状況にあり、現状において、渡船を運営する事業に相応の効果があるとは認めがたい。また、運営経費や利用者数から判断すると、1人当たりの運営経費は高額となる。

利用の実態などを改めて把握し、地元地方公共団体等の意見も十分に聴きながら、渡船のあり方について根本的な検証を行われたい。

○渡船の状況

箇所	運行区間	運行状況	運営方法
日原	愛西市 ～岐阜県海津市	毎日 8時～12時 13時～17時	業務委託 (愛西市受託)
葛木	愛西市	(11月～2月は16時30分まで) ※平成22年度からは、水・土・日・祝日のみ運行	

○渡船の運営、利用状況(17～21年度の平均)

箇所	年間利用者数	利用者のあった運行日数	運行1日当たり利用者数	運営経費(委託料)	1人当たりの運営経費
日原	560人	62日	9.0人	6,666,630円	11,905円
葛木	466人	62日	7.5人	6,849,302円	14,698円

6 病院事業庁財務規程の見直しの必要性について検討を求めるもの

(効率性・合規性)

該当機関 病院事業庁経営課

がんセンター中央病院、がんセンター愛知病院、城山病院及びあいち小児保健医療総合センターでは、業務の合理化と省力化のため、主に薬品や診療材料

の発注、納品管理、棚卸、在庫管理などの業務を、それまでの手作業から物流管理システムによる処理に変更した。

しかしながら、このシステムによる業務と病院事業庁財務規程が整合していないものが見受けられた。例えば、単価契約を締結している物品の発注は、システムにおいて作成される「発注書」により行っているにもかかわらず、財務規程には、この発注書に関する規定がないなどの事例があった。

また、それぞれの病院におけるシステムの運用方法はまちまちであり、病院事業庁は、所管する病院の物品購入事務の状況を把握しきれていなかった。

病院事業庁にあっては、まず、各病院におけるシステムの運用方法や物品購入事務の状況を把握し、その上で、必要に応じて財務規程の見直しを検討されたい。

○物流管理システムの概要

薬品や診療材料における病院内の各部門からの購入依頼の集約、業者への発注、納品管理等の機能を持つ、病院内の物流業務をサポートするシステム

○導入時期

- ・ がんセンター中央病院 平成 4 年度
- ・ がんセンター愛知病院 平成 21 年度
- ・ 城山病院 平成 21 年度
- ・ あいち小児保健医療総合センター 平成 13 年度